## 金利先物取引制度要綱

2023年5月29日現在株式会社大阪取引所

項目	内 容	備考
I 取引の仕組み について 1 取引対象金融 指標	・ TONA3か月金利に係る金融指標(日本銀行が公表する無担保コールオーバーナイト物レート(以下「TONA」という。)に係る3か月間の日次累積複利を100から差し引いた金融指標をいう。)とする。	
2 立会方法 (1) 立会の区分 及び取引時間	<ul> <li>午前立会</li> <li>オープ ニング・オーグション:午前8時45分</li> <li>レキ 、ュラー・セッション:午前8時45分から午前11時</li> <li>クロージ・ング・オーグション:午前11時2分</li> <li>午後立会</li> <li>オープ ニング・オーグション:午後0時30分</li> <li>レキ 、ュラー・セッション:午後0時30分から午後3時</li> <li>クロージ・ング・オーグション:午後3時2分</li> <li>夜間立会</li> <li>オープ ニング・オーグション:午後3時30分から翌日の午前5時55分</li> <li>クロージ・ング・オーグション:空後3時30分から翌日の午前5時55分</li> <li>クロージ・ング・オーグション:空間の午前6時</li> </ul>	<ul><li>・ 当社が必要と認める 場合には、取引時間を 臨時に変更できるも のとする。</li></ul>
(2) 立会方法	<ul><li>売買システムによる取引とする。</li></ul>	
3 限月取引及びその数	<ul> <li>3月、6月、9月又は12月の第3水曜日から3か月後の第3水曜日の前日までを金利参照期間とし、金利参照期間が終了する日が属する月の第3水曜日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日を取引最終日とする限月取引に区分して行うものとする。</li> <li>限月取引の数は、3月、6月、9月及び12月の限月取引の20限月取引制とし、各限月取引の期間は、5年とする。</li> <li>直近限月取引の取引最終日の翌取引日の日中取引から新たな限月取引を開始する。</li> </ul>	<ul> <li>当社が必要と認める場合には、限月取引がでいるの期間がでいるの期間がでいる。</li> <li>会利先物取引における取引日は、午後3時25分から翌営業日の午後3時15までの1サイクルとする。</li> </ul>
4 取引契約締結 の方法	・ 個別競争取引とする。	
5 取引単位、呼値 及び制限値幅 (1)取引単位	<ul><li>25万円に取引対象金融指標の数値を乗じて得た額を 1単位とする。</li></ul>	

項目	内 容	備考
(2) 呼値	・ 成行及び指値とする。	
	・ 呼値は、次の有効期間条件又は執行数量条件を付して行わなければならない。 a 通常条件 日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。 b 指定期間条件	・成行呼値は、有効期間条件を付して行うことができない。
	当社が別に定める期間の範囲内で指定した期間が満了する日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)の日中立会終了時まで有効とする条件とする。  c 残数量取消条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、直ちに成立する数量のみの取引を成立させ、残数量の効力を失うものとする条件とする。  d 全数量執行条件 呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、当該呼値の効力を失うものとする条件とする。	<ul> <li>オープ。ニンク、・オークション及び クロージ、ンク、・オークション等に おいては、全数量執行</li> </ul>
	・ 呼値の効力は、上記各条件のとおりとする。	条件を付して呼値を 行うことができない。
(3) 呼値の単位	・ 呼値の単位は、0.0025ポイントとする。	
(4)制限値幅	・ 呼値は、当社が定める値幅の限度を超える値段により行 うことができないものとする。	
	・ 値幅の限度は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段 を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上 限とする。	
	・ 基準値段は、原則として、前取引日の当該限月取引の清 算数値とする。ただし、限月取引の取引開始日において は、当該限月取引の直前に取引最終日を迎える限月取引 の前取引日の清算数値とする。	・ 清算数値とは、株式会 社日本証券クリアリ ング機構(以下「クリ アリング機構」とい
	・ 制限値幅は、0.25ポイントとする。	う。)が金利先物取引 の清算数値として定
	・ サーキット・ブレーカー発動により行う呼値の制限値幅 の上限又は下限の拡大その他詳細については、「サーキ ット・ブレーカー制度について」参照。	める数値をいう。以下同じ。
	・ 当社は、必要に応じて呼値の制限値幅を変更することができる。	
6 取引の一時中 断		
(1) サーキッ ト・ブレーカー	・ 金利先物取引の中心限月取引において、先物価格が大幅 に上昇又は下落した場合には、原則として、取引(スト ラテジー取引及びJ-NET取引を含む。)を一時中断する (以下「サーキット・ブレーカー」という。)。	・ 「中心限月取引」は、 第二限月取引とする。

項目	内 容	備考
	・ サーキット・ブレーカーを発動する場合には、取引対金融指標が当該中心限月取引と同一の金利先物取引ついて、当社が定めるところにより呼値の制限値幅の限又は下限を拡大する。	K
	<ul><li>その他詳細については、「サーキット・ブレーカー制について」参照。</li></ul>	度
(2) 即時約定可 能値幅	・ 金利先物取引の各限月取引について、当社が定める基となる値段(以下「基準値段」という。)から当社がめる値幅を超えて取引が成立することとなる場合には当社が適当と認める時間を経過するまでの間、当該限取引の取引(ストラテジー取引を含む。)を一時中断る。	定 は、 月 ・ 「当社が適当と認め
	・ 上記の当社が定める基準値段は、直近の最良気配の件 (直近の約定数値を含む。)とする。	値・基準値段は、取引の状況等を勘案して適当と認めるときは、本所
	・ 上記の値幅(即時約定可能値幅)は、次のとおりとする	る。がその都度定める値
	即時約定可能値幅	段とする。 ・ 「最良気配の仲値」と
	寄付き 上下0.075ポイント	は、直近の最良買い呼
	ザラバ 上下0.025ポイント	値及び最良売り呼値 の仲値をいう。
	引け 上下0.05ポイント	
7 最終決済	<ul> <li>・ 取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかた建玉については、最終清算数値を定める日の翌日(終決済期日。休業日に当たるときは、順次繰り下げる以下同じ。)において、最終清算数値による決済を行ものとする。</li> <li>・ 最終清算数値は、取引最終日の終了する日の翌日に定るものとし、以下の式に基づき算出する。</li> </ul>	<ul><li>最・「先物・オプション取引に係る最終清算数値等に関するコンティンジェンシー・プラン」参照。</li></ul>
	最終清算数値=100- <i>R</i>	・ 最終清算数値の算出
	$R = \left\{ \prod_{i=1}^{M} \left( 1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$	にあたっては、小数点 以下第4位未満の端 数があるときは、これ
	・ ただし、金利参照期間の開始日が銀行休業日に当たる きは、Rは以下のとおりとする。	を四捨五入する。
	$R = \left\{ \left( 1 + TONA_0 \times \frac{D_0}{365} \right) \prod_{i=1}^{M} \left( 1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{36}{6}$	5
	・ 上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。 当該限月取引の金利参照期間におけるTON R Aの日次累積複利(年利換算し、百分率で表現 した利率)	1

項目	内 容	備考
	i 当該限月取引の金利参照期間において、何番目 の銀行営業日であるかを示す整数	
	M当該限月取引の金利参照期間における銀行営 業日数	
	TONA <sub>i</sub> i番目の銀行営業日付のTONAの確報値	
	$D_i$ 当該限月取引の金利参照期間において、 $TONA_i$ が適用される期間の実日数	
	a 当該限月取引の金利参照期間における実日数	
	TONA <sub>0</sub> 金利参照期間の開始日の前銀行営業日付のTONAの確報値	
	D <sub>0</sub> 金利参照期間の開始日から起算した連続銀行 休業日数	
8 取引規制の方法	・ 当社は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、次の措置を行うことができる。 a 制限値幅の縮小 b 証拠金の差入日時の繰上げ c 証拠金額の引上げ d 証拠金の有価証券による代用の制限 e 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ f 金利先物取引の制限又は禁止(自己取引の禁止等) g 建玉制限	
Ⅱ ストラテジー 取引	・ 詳細については、「ストラテジー取引制度要綱」参照。	
Ⅲ J-NET取引	・ 詳細については、「J-NET取引制度要綱」参照。	
IV ギブアップ取引	・ 詳細については、「ギブアップ制度要綱」参照。	
V 建玉移管	・ 取引参加者は、自己の計算による未決済約定及び顧客の 委託の計算に基づく未決済約定を、他の取引参加者に移 管することができる。	・ 清算参加者(クリア リング機構が行う金 融商品債務引受業の 相手方となるための
	・ 取引最終日を迎えた限月取引については、取引最終日の 翌取引日以降において建玉の移管を行うことができない。	資格(以下「清算資格」という。)を有する者をいう。以下同じ。)の建玉移管に関
	・ 金利先物取引に係る建玉の移管は、当該移管を行う取引 日の前取引日における各限月取引の清算数値を当該未 決済約定に係る約定数値として行う。	する事項は、クリアリング機構が定める。
VI 証拠金及び決済について	・ 詳細については、「先物・オプション取引に係る証拠金 及び決済制度の概要」参照。	
VII 参加者負担金	・ 詳細については、「取引参加者料金概要」参照。	
VⅢ その他 1 相場情報シス	・ 以下の情報を、相場情報システムで伝達するものとす	· 金融商品取引法第 130

項目	内 容	備考
テムで伝達する 情報	る。     a 四本値、歩み値情報     b 限月取引別取引高及び取引契約金額     c 総取引高及び取引契約金額     c 限月取引別建玉残高     d 総建玉残高     e 最良気配及び数量     f 複数気配及び数量     g 清算数値     h 最終清算数値     i VWAP     j 値付回数  ・ 相場情報システムにおいては、四本値及び取引高の情報について、日中立会に係るものと夜間立会に係るものに分けて伝達する。	条及び第131条に基づき各銘柄ごとの四本値及び取引高の公表等(「大阪取引所日報」)を行う場合は、取引日本でこれを行う。
2 投資部門別取 引内容の開示	・ 週間及び月間の投資部門別、売り買い別取引高及び取引 代金を開示することとする。	
付 則	・ 市場の状況によっては、上記内容の変更もありえる。	

以上